

関西大学経済・政治研究所規程

昭和32年10月1日

制定

(設置)

第1条 関西大学学則第66条の規定に基づき、関西大学経済・政治研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共同研究プロジェクトによる理論的研究、実態調査及びその成果の発表
- (2) 研究会、講演会等の開催
- (3) 海外の大学又は内外の専門機関若しくは研究者との人的交流及び共同事業
- (4) 文部科学省等の補助金等を得て行う事業
- (5) 外部機関との共同研究プロジェクトの推進
- (6) 研究及び調査の受託
- (7) 資料の収集、整理及び利用サービス
- (8) 外国人研究者の受入れ
- (9) その他前条に規定する目的達成に必要と認められる事業

(センターの設置)

第3条の2 研究所の下に前条第4号に基づくセンターを設置し、センター長を置くことができる。

2 センターの運営については、別に定める。

(構成)

第4条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 幹事 6名
- (3) 主幹 各研究班の研究代表者
- (4) 研究員 1研究班5名程度の専任教育職員及び特別契約教授（主幹を含む。）
- (5) 事務職員 若干名

2 研究班に若干名の委嘱研究員を置くことができる。

3 研究班に若干名の非常勤研究員を置くことができる。

4 研究班に、準研究員として、大学院博士課程後期課程に在籍する学生を受け入れることができる。

- 5 前項の募集については、別に定める。
- 6 研究所に若干名の顧問を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、所務を統括し、研究所を代表する。

- 2 所長は、関西大学（以下「本学」という。）専任教授のうちから、研究所会議の議を経て、学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- 4 所長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。

(幹事)

第6条 幹事は、所務について所長を補佐する。

- 2 幹事は、本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから、運営委員会で選出し、研究所会議の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が任命する。
- 3 幹事は、研究員を兼ねることはできない。
- 4 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- 5 幹事に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。

(研究班及び主幹)

第7条 研究所に第2条に規定する目的を達成するために、研究班を置く。

- 2 研究班は学内から公募する。研究期間は2年とし、運営委員会の議を経て延長することはできるが、4年を限度とする。
- 3 研究班に研究代表者である主幹を置き、主幹はその運営に当たる。
- 4 研究班の公募及び研究期間の延長を含む選考手続については、別に定める。

(研究員及び委嘱研究員)

第8条 研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき、研究及び調査を行う。

- 2 研究員は、所長が本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから、運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が任命する。ただし、研究員は幹事を兼ねることができない。
- 3 研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- 4 委嘱研究員は、所長が本学専任教育職員及び特別契約教授以外の者から、運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が委嘱する。
- 5 委嘱研究員の任期は、2年又は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- 6 研究員及び委嘱研究員は、退任後1年間は再任できない。

(非常勤研究員)

第9条 非常勤研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき、研究及び調査を行う。

2 非常勤研究員は、研究所の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学等の研究機関に所属していない者のうちから、研究代表者からの申請に基づき、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。

3 非常勤研究員は、第3条に規定する事業を推進するに当たり、協力しなければならない。

4 非常勤研究員の任期は、1年とする。ただし、所長が認める場合は、再任することができる。

5 非常勤研究員は、その研究活動を推進するために、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に努めなければならない。

6 その他非常勤研究員に関する事項については、別に定める。

(顧問)

第10条 顧問は、研究所会議の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が委嘱する。

2 顧問は、所長の諮問に答え、意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会)

第11条 研究所に幹事会を置く。

2 幹事会は、所長及び幹事をもって構成する。

第12条 幹事会は、所長が招集し、議長となる。

2 幹事会は、次の事項を協議する。

(1) 研究所の将来構想及び戦略策定等に関する事項

(2) 所長推薦候補者の選出に関する事項

(3) 研究班の編成等に関する事項

(4) その他所長が必要と認める事項

(運営委員会)

第13条 研究所に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、幹事及び主幹をもって構成する。

3 第3条の2に基づくセンター長を構成員とすることができる。

第14条 運営委員会は、所長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 研究班の構成及び選定に関する事項

(2) 研究所の公開事業に関する事項

(3) 研究及び調査の成果発表に関する事項

(4) 研究所の人事に関する事項

(5) 研究所の予算及び決算に関する事項

(6) 研究所の自己点検・評価に関する事項

(7) 第3条の2に基づくセンターの運営に関する重要な事項

(8) その他研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項

(研究所会議)

第15条 研究所に研究所会議を置く。

2 研究所会議は、第4条第1項第1号から第4号までに規定する者をもって構成する。

第16条 研究所会議は、所長が招集し、議長となる。

2 研究所会議は、次の事項を審議決定する。

(1) 所長の選出に関する事項

(2) 幹事の選出に関する事項

(3) 研究所の規程制定・改廃に関する事項

(4) その他研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項

(研究成果の公表)

第17条 研究班は、2年間の研究期間終了後1年以内に研究員全員の執筆による『研究双書』を刊行しなければならない。

加えて、『調査と資料』を刊行することもできる。

(自己点検・評価委員会)

第18条 研究所に経済・政治研究所自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、研究所会議の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和32年10月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和49年6月7日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和52年10月3日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年7月11日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、2022年6月1日から施行し、2022年4月1日から適用する。